

文部科学大臣様

子どもたちのすこやかな発達を保障するための

## 養護教諭の定数増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

子どもたちに「人間らしく成長・発達してほしい」というのは全ての大人の願いです。現在の複雑な社会で育つ子どもたちの「からだと心の健康」を保障するためには、教育条件づくりが不可欠です。

私たちは新たな定数改善計画を要求していますが、都道府県によっては第7次（高校6次）定数改善計画（小学校851人以上、中学校・高校801人以上、特殊教育諸学校61人以上複数配置）すら未だ完結していません。子どもたちの健康問題は深刻さを増しています。2009度より施行の学校保健安全法でも養護教諭の必要性が高く認められているところですが、「高等学校設置基準」の改悪により養護教諭の配置は「必置」から「努力義務」に後退したままです。国民の要求である30人学級の早期実現と、すべての学校（園・課程）への養護教諭配置と複数配置の拡大を願い、次の事項を国の責任において実施するよう強く求めます。

- 1 新たな定数改善計画の策定を急ぐこと。
- 2 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・特別支援学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・園配置を早急を実現すること。  
そのために、標準法（公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律）の3学級以上の小中学校に養護教諭を配置するとする条項、および小中学校の学校間距離が500メートル以内の学校、小・中併設校の場合を1校とみなす条項を廃止すること。
- 3 複数配置基準を「子どもの顔が見えて、名前がわかる」ために300人以上に引下げること。特別支援学校には学部ごとに1名以上配置すること。災害時、緊急事態発生時の学校にはすみやかに複数配置すること。いったん配置された養護教諭の引き上げについては、配置基準による一方的、機械的な引き上げを行わないこと。
- 4 定数内の臨時配置を解消し、正規の有資格者の養護教諭を配置すること。
- 5 国立大学教員養成課程に、養護教諭の養成課程を設置すること。

氏名	住所

\*この署名の住所、氏名は目的以外の使用はしません。

取扱団体